

議案第一号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のおり林道実光福吉線（実光工区）開設工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成二年七月十九日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年一月二十二日

三朝町長 安田真一郎

平成三年正月三十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「七四、一六〇、〇〇〇円」を「七一、六八八、〇〇〇円」に改める。